表誠義金募集

清國に對する宣戰の詔勅は下りたり陸上に海面に兩國の戰鋒は開かれたり牙山清兵の本據を拔き清艦を覆碎し近海に捕獲して我軍向ふ所敵なしと雖も敵は世界無比の大國なり我國民の全力を擧して全局の必勝を今後に期せざるを得ず我海陸將卒の忠勇なる敵軍を攻擊する素より還算なしと雖も家に在る全國の臣民は坐して我將卒の忠勇に依賴し以て安んずべきに非ず虎狼の一役我將校五名を失ひ下士卒負傷凡七十名、骨は萬里の異域に曝すは我が忠勇なる將卒の期する所なりと雖も帝國の臣民内に在りて此報に接するもの無慨の感なさ能はざるべし且夫れ東洋先進の我文明を以て朝鮮の獨立を確實にし固陋の清國を蒙昧の域に救出し我亞細亞の諸國をして文明の曙光に觸れしむるもの我國全勝に伴ふの結果なり我が帝國が今回の交戰に對する責任重且つ大なりと云ふべし正々堂々たる我陸海の軍隊戰艦は百般の施設素より欠くる所なく全局の必勝期すべしと雖も事は古今未曾有の外戰なり帝國の光榮利益點して此一擧にあり之を思へば帝國忠實の臣民は其赤誠の凝結する所今日默して止む能はざるべし左れば國を思ふの赤誠を表せんと欲して其道を得ざるもの四千萬の同胞皆然らん本社は世人熱情の在る所を察し其赤誠を表するの義金を集め之を當局者に委托して必勝を將來に期するの資に供せんとす家に在るの臣民斯の如きを聞かば外に在るの將卒を慰するに於て多少の種益なくんばあらず亦我が國民忠愛の至情を中外に表白して國威を宇内に發揚するの道たるべし義金募集の規定三項を設けて左に掲ぐ

(一)義金は十錢以上とし住所番地姓名を詳記して本社に送付せらるべし

(二)本社に於て義金を受取りたる時は翌日の時事新報に其氏名金額を掲げて之が證とす故に翌日の新報に此掲載なきものは更に照會せられ度し

(三)此義金は募集の上、當局者と熟議し最も適當の費途に充つるものとす

表誠義金募集社告追加

表誠義金募集の事を廣告せし以來續々募に應じて本社に金圓を寄送する人少なからず近日府下の紳士有志者は報國會なるものを組織して大に軍資を醵集せんとて其組織も略ぼ緒に就きしよし又その前後都鄙の各地方に於ても種々の團體を結んで義捐に着手するもの甚だ多し其名義は同じからざるも國民が私財を擲て國の爲めにせんとするの目的に至ては毫も異なる所なし報國盡忠の美事ふれを耳にしても欣喜に堪へず就ては本社に於てもますます奬勵を大にします〳〵募集の區域を廣くして國家の急に應ぜんとするの精神を以て更に同感者の注意を促すものなり斯くて其募集金を政府の筋に納るに當り直に之を當局者の手に渡すも又は出納の手數を省くが爲めに報國會又は他の團體に代へて其取次を爲すも其進は都て時の便宜に從ふ可し之を要するに今回の義擧たる純正無雜にして國民の誠意誠心に出るものなれば何れの道より何れの手を經るも特に之を問ふの要用はなかるべし唯日本國民の全力を盡して日本の國事に當らんことを願ふのみ

時事新報

從來の對外思想を一掃すべし

本社義金の取扱方

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める募に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に義金募集掛を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々第百拾九國立銀行に預け入れ之が保管を委托し以て計算保管の精確を期す

（此一項は第百拾九國立銀行の承諾を經て茲に掲ぐ）

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める募に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に義金募集掛を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々第百拾九國立銀行に預け入れ之が保管を委托し以て計算保管の精確を期す

現行の條約は所謂片務の精神に成りて全章數十條皆外國の權利を定めたるものにあらざるはなく我國は之に依りて種々の義務を課せられたるも毫末の權利を得たるみとなきは甚だ遺憾の至なれども締結の當時に遡りて其事情を考ふるに外交の當局者は開國の要求と鎖國の國論との間に挾まれ要求を容れんと欲するも國論は之を許さず左れば國論に從はんか外國の威迫を奈何せん進退維谷まりて國家百歳の長計抔には思ひも寄らず幸くも一條の血路を開て一日の安穩を偷まんが爲めに成るべく國論に逆はざるやう彼の要求に應じたるとゆゑ我より全く求むる所なき代りに彼にも亦多を與へざらんみとを勉るのみにして時勢の變遷、交際通商の進歩如何の如きは曾て注意の及ばざりし所なれば其取結びたる條約の不完全なるも亦深く怪むに足らざるなり然るに我開國進取の國是は確乎動かす可からずして隨て諸開港場に貿易商賈の次第に盛大を致すのみならず我國人の自から進んで外國に渡航し居留し商賈し勢勢動する者いよ〳〵多きに及びたる今日に於ても條約は依然として舊の如く外國の地に於て我國人の利益を保護するの約束なきみを不都合なれ例へば彼の國々の政府にて特に我國産物に重税を賦課するも又我居留出稼人を放逐するも一に彼の方すに存して我利害得失の岐る〳〵所は彼の一顰一笑に在りと云ふも可なり幸に今日まで左したる不利益を蒙るみともなかりしは我權利には非ずして寧ろ彼の恩惠に出でたるものと云ふの外なし例へば條約面に於て我國と同一の地位に在る清國人が其蒙昧愚鈍にして他國の文明を害したるの罪とは云へ蔑如虐待を蒙り遂に米國の居留を禁せられたるが如き權利の奪は全く米政府の手中に存して支那人は嗟ろの成を仰くものと云ふ可し日本國人は自から支那人に異なりと雖も人種より云へば等しく東古人種の名へば等しく東古人種の名を免かれざるが故に米國の國會議員が一議案を提出し日本人を北國内に入れずと論じて議場を騒過すれば我國人の米國内に於ける運命は最早や夫れまでなりと覺悟せざるを得ず然るに今條約の根本を双方對等の主義に取り彼我兩國の人民が相互に兩國の地に入り相互に厚薄する所なしと定まるとは主客の權利正しく同一樣にして主人が自國に居て外來の客に厚みするは自から外國に客を爲りて厚遇せらる〳〵の方便と爲り其狀恰も物品を交易して其價を等ふするものに異ならず對等條約の意味分明に了解す可し左れば現行條約の存する時代に我外交論者が動もすれば居留外國人の權利を縮少せんみとを力め或は條約厳行と云ひ或は非内地雜居と云ひ一歩にても彼等の自由を制限するは即ち我國權の伸張なりと思ひ甚だしきは攘夷論の復活を見んとするにも至りしは畢竟その條約の精神片務にして我國内に外人の權利を保護すればとて我國人が彼の國に於て果して相當の報酬を得べきや否や其約束法た不分明なると又一方には彼の外交論者が今日尚ほ未だ鎖國蟄居の根性を脱するみと能はずして商賈にも交際にも遠く外國に雄飛するの大志なく隨て在外の時の自由不自由に思ひ至らざりしと此二樣の原因よりして扨みそ窮窟千萬なる說を唱へたるみとならん無理ならぬみとなれども今や我外交の情勢は一變して今回新に締結せられたる日英條約は旅行居住商賈の自由より裁判警察の取扱等に至るまで彼我同等の地位に立ち其大精神は相互の利益を保護增長するに在り之を彼の片務なる舊條約に從ひ彼に向て全く求むる所なくして唯與ふる所少なからんとせしものに比すれば雲泥の差あるのみならず其基礎全く異なるが故に苟も開國進取の國是を實にして進んで海外に我國民の權利を伸さんとする者は舊時の鎖國根性を一掃して大に外交の門を開き日本國の眞の利害榮辱に訴へて其許す限りは外來の客を優待して交際上にも商賈上にも都て其運動を自由ならしむるみと智者の事なれば如何となれば彼れに與ふるは即ち我れに取るの道なればなり之を喩へば舊條約は守戰にして新條約は攻戰の如し守る者は唯内に味方の死傷なからんみとを謀るのみにして外に之を保護するの道なしと雖も攻戰たる新條約は進んで外に我權利を伸さんとするものなり左れば戰爭に於て守勢より攻勢に移るに際し軍略を一變するの必要ありとすれば新條約に對するにも國民の思想を革新するの必要あるべきは言を俟たずして明なり區々たる從來の行掛に拘泥し思想革新の時機到來したるにも心付ずして依然舊時の空論を論ずるが如きは開國進取の眞意を解せざる者にして共に外交の事を語るに足らざるなり目下英國を除き諸外國との條約は未だ改正に至らざれども其吉報に接するは差し遠きにあらざる可し且つの改正の目も日英の條約を摸範にするは必然の勢にして疑なき所なれば各國の條約改正共に既に成りしものと必得今日より之に對するの用意肝要なるべし

雜報

○英國宣教師虐殺の續報　八月二十七日の支那ガゼットは八月二十一日牛莊發の通信を載せて云く遼陽に於て虐殺されたるエームス ワイリーの屍骸は今日、當市に着したり葬儀は今夕六時に於て執行せらる可し此虐殺の大罪を犯したる者共は滿州兵にして彼等は既に吉林より出發したる道すがら奉天府の北六十哩の處に在る蘇圖宣教部の或る寺院を攻擊し來りしなり扨も本月十日に於て彼等は遼陽に在るワイリー氏の宣教の寺院に向て有必敵意の攻擊を爲し院内に在りし諸物を破壞して手にでに觸れたる器具を携へ外國人の居宅へ侵入せんとせしに在り其富豪し豪等の居宅を破壞して其居住人を驅逐せんとせしに在り明治廿七年八月廿日牛莊●英士官行●兵士等は目的を達するみと能はずして其居住人を驅逐し門戸の堅牢なりしみとを知れよりは彼等は市街にワイリー氏を逃避し同氏を殺したるみとなるが同氏の情狀を

○英國軍艦（上り）　午前六時二十分、七時十分、九時二十五分、十時二十分、十一時十分、十一時三十分、十一時五十分、午後一時十分、二時十分、三時十分、四時五十分、五時五十分、六時十分、七時十分、八時五十分、九時五十分、十時十分、十一時十分

○英國軍艦（下り）　午前六時十分、七時十分、八時五十分、九時五十分、十時十分、十一時十分、十一時三十分、午後一時十分、二時十分、三時十分、四時十分、五時十分、六時十分、七時十分、八時十分、九時十分、十時十分、十一時十分

○橫濱港出發汽車時刻　橫濱發（上り）　午前六時、七時、八時、九時、十時、十一時、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時

○橫濱發（下り）　午前六時、七時、八時、九時、十時、十一時、午後一時、二時、三時、四時、五時、六時、七時、八時、九時、十時

○汽船（上り）　午後五時二十分、七時十分、九時二十五分

○汽船（下り）　午後五時、七時十分、九時

○郵便船（上り）　午後三時、四時十分、七時十分、九時

○郵便船（下り）　午後三時、四時十分、七時十分、九時

○郵便船發着時刻　橫濱發（上り）　午前六時、八時、十時、午後一時、三時、五時、七時、九時　橫濱發（下り）　午前六時、八時、十時、午後一時、三時、五時、七時、九時

○郵便船（上り）　午後三時、四時十分、七時十分、九時

○郵便船（下り）　午後三時、四時十分、七時十分、九